

第4章

計画の推進

● 1. 計画の推進体制

(1) 推進体制の強化

男女共同参画社会の実現に向けての施策はさまざまな分野に及ぶことから、市が行うあらゆる施策に男女共同参画の視点が必要となります。全庁的に男女共同参画に関わる施策が総合的、実効的に実施されるよう、市長を本部長とする「天理市男女共同参画推進本部」を設置し、庁内を横断する連携を密にします。さらに計画を進めるための実務的な組織体制として「天理市男女共同参画推進庁内連絡会」を充実します。

また、男女共同参画の視点が一人ひとりの職員に浸透するよう、職員研修を継続的に実施し、意識改革、意識向上の充実を図ります。

さらに今後、各課の策定する個別計画においても、男女共同参画の視点が盛り込まれるよう庁内における認識の浸透を図るとともに、男女共同参画に関わる事業の円滑な運営と充実を進めます。

(2) 男女共同参画懇話会（仮称）

計画の適切な進行と効果を検証する第三者（または市民による）機関として「男女共同参画懇話会」（仮称）を設置します。

「男女共同参画懇話会」（仮称）では計画の検証・評価だけでなく、社会経済状況の変化に対応する計画や施策についての議論を行い、提言を受けます。

(3) 天理市男女共同参画条例（仮称）の検討

計画に法的根拠を与え、「男女共同参画社会基本法」、「奈良県男女共同参画推進条例」の意を体するため「天理市男女共同参画条例」（仮称）策定に向けての検討を行います。

(4) 男女共同参画施策推進拠点の充実

本市では、平成10年(1998年)4月に「天理市女性センター」(現「天理市男女共同参画プラザ(かがやきプラザ)」)を開設し、男女共同参画施策の推進拠点として事業を行ってきました。

今後も、講座やイベント等を継続的に開催し、学習、交流、相談、情報の収集・発信等、男女共同参画推進に向けた事業の充実を図ります。また、市内の女性団体等との連携をさらに進め、市民参画・ネットワークづくりなどに積極的に取り組みます。

● 2. 計画の進行管理

(1) 進捗状況の把握

庁内の各課が実施する男女共同参画関連施策について毎年調査を行い、進捗状況を把握し、計画を着実に遂行します。国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても、進捗状況の把握、進行管理の対象とします。

(2) 施策の検証・評価

計画の適切な進行管理のためには、施策の実効性に対する検証・評価が必要となります。施策の立案、検証・評価の基礎資料となる各種統計・調査については、可能な限り男女別に実態把握を行います。

また、「天理市男女共同参画推進本部会議」及び「男女共同参画懇話会」(仮称)を定期的開催し、計画の進捗状況について報告を行うとともに、計画の進行管理、施策に対しての検証をし、計画の実現をめざします。